

議案第 61 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和 50 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 印鑑の登録を受けている者は、前項の規定によるほか、次の各号に掲げるいずれかの物を用いて、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者自らが操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。)を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
 - (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)
 - (2) 公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議 案 説 明

議案第 61 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正により、コンビニ等における印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、移動端末設備の利用を可能とするため、所要の改正を行おうとするものです。